

IV 費用徴収について

1 入所者本人分







(1) 費用徴収額の算定方法

法第 11 条に規定する措置に要する費用にかかる法第 28 条の規定による徴収金の額は、月額によって決定するものとし、その徴収額は、当該被措置者の対象収入による階層区分によって定まる費用徴収基準月額により算定した額とする。ただし、月の中で施設に入所し若しくは退所し、又は転入した日の属する月の分の徴収月額は、次の算式により算定した額（円未満切捨て）とする。

$$\text{費用徴収基準月額} \times \text{当該月の実措置日数} \div 30 \text{ 日又は当該月の実日数}$$

(2) 「対象収入」について

(原則) 前年(1~12月)の収入として認定するもの^{※1} - 必要経費^{※2}

①年金等 	②財産収入  家賃等	①租税 
③利子・配当収入 	④その他収入  土地処分による収入等	②社会保険料 ③医療費 ④仕送り ⑤災害による資産損害補填 

⑥借金返済
⑦ほ装具等

※1 「(3) 収入として認定するもの」を参照。「(4) 収入として認定しないもの」を除く。
※2 「(5) 必要経費」を参照

ただし、前年に比した収入の減少、不時のやむを得ざる支出が必要になる等の事情により被措置者の負担能力に著しい変動が生じ費用負担が困難となった場合は、当該年の収入又は必要経費を用いて「対象収入」を算定することができる。前年の対象収入を把握するにあたって、1月ないし6月の間においては、その状況が不明である場合もあるので、前々年分の対象収入により階層を決定するものとする。

(3) 収入として認定するもの

① 年金、恩給等の収入

- イ 年金、恩給その他これに類する定期的に支給される金銭については、その実際の受給額を収入として認定すること。
- ロ 年金、恩給等の収入には、公的給付であるか私的給付であるかを問わず、被措置者が受給権を有する定期的な給付は、「収入として認定しないもの」を除きすべて含まれる。
したがって、労働者災害補償保険（休業補償給付、障害補償年金等）、企業退職年金、私的終身年金保険、入所前の勤労所得（給与所得金額を収入として認定する。）、雇用保険（失業給付の基本手当）等は、これに該当する。なお、老人保護措置費に係る「加算の特例」等の年金給付に代替して支給される性格の給付もこれに該当する取扱いとする。
- ハ 年金、恩給等の収入とすべき時期は、その年金、恩給等の支給の基礎となる法令、契約、規程等により定められた支給日とする。なお、さかのぼって年金、恩給等の受給権が生じ、1年分を超える年金、恩給等を受給したときは、1年分のみを収入として認定する。
- ニ 外貨により支払われる年金等の邦貨換算は、所得税における取扱いに準じて、原則として支給日の相場により行う。
- ホ 年度途中で年金等の額に改訂があっても、当該年度中に差額が支給されなければその分は収入として認定しない。

② 財産収入

土地、家屋、機械器具等を他に利用させて得られる果実である地代、小作料、家賃、間代、使用料等の収入については、課税標準として把握された所得の金額を収入として認定すること。

③ 利子、配当収入

公社債の利子、預貯金の利子、法人から受ける利益の配当等の収入については、確定申告がされる場合に限り、課税標準として把握された所得の金額を収入として認定すること。

④ その他の収入

- イ 不動産、動産の処分による収入、その他の収入（老人ホーム入所前の臨時的な収入は除く。）については、課税標準として把握された所得の金額を収入として認定すること。
- ロ 譲渡所得、山林所得、一時所得（生命保険契約に基づく一時金、満期返戻金等）等が該当するが、この場合の「課税標準として把握された所得の金額」とは、所得税法第22条第1項に規定する総所得金額、山林所得金額等のうちこれらの所得に係るものをいう。なお、分離課税される譲渡所得については、租税特別措置法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額又は同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額をいう。

<参考>

長期譲渡所得

その年の1月1日において所有期間が10年を越えるものを譲渡した場合は、他の所得と区分し、譲渡所得の金額から長期譲渡所得の特別控除額を控除した金額に対し所得税を課する。

短期譲渡所得

その年の1月1日において所有期間が10年以下のものを譲渡した場合は、他の所得と区分し、譲渡所得の金額に対し、次に掲げる金額のいずれか多い金額に相当する所得税を課する。

ハ 相続、遺贈又は個人からの贈与による所得については、相続税又は贈与税の課税価格を収入として認定する。

(4) 収入として認定しないもの

- ① 臨時的な見舞金、仕送り等による収入
- ② 地方公共団体又はその長、社会事業団体その他から恵与された慈善的性質を有する金銭
- ③ 施設からいわゆる個人的経費として支給される金銭
- ④ 原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律により支給される特別手当のうち、生活保護基準の放射線障害者加算に相当する額
- ⑤ 公害に係る健康被害の補償金、損害賠償金で、公害健康被害補償法の補償給付ごとに収入として認定しないものとして定める額に相当する額
- ⑥ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律により支給される福祉手当等老人ホームに入所することにより支給されないこととなる金銭
- ⑦ 児童手当法により支給される児童手当等法令により被措置者の生活費以外の用途に充てることとされている金銭
- ⑧ 老人ホームにおける生きがい活動に伴って副次的に得られる収入
- ⑨ その他生活保護法において収入として認定しないこととされている収入等社会通念上収入として認定することが適当でない判断される金銭

(5) 必要経費

- ① 所得税、住民等の租税（ただし、固定資産税を除く。）
例示されている租税以外の必要経費として認められる租税には、相続税、贈与税が該当し、その他の租税は市町村長が特別の事情があると認めた場合について該当する取扱いとする。
- ② 社会保険料又はこれに準ずるもの
イ 社会保険料とは、国民健康保険の保険料、国民健康保険税等、所得税法第74条第2項に規定するものをいう。
ロ 社会保険料に準ずる者には、所得税法において小規模企業共済等掛金控除として、

控除が認められる心身障害者扶養共済制度の掛金が該当する。

③ 医療費（差額ベッド代、付添費用、医薬品購入費を含む医療を受けるのに通常必要とされる一切の経費をいう。ただし保険金等で補てんされる金額を除く。）

イ 医療費の範囲は、所得税法において医療費控除の対象となる医療費の範囲に準じて取扱う。したがって、通院費、あん摩、マッサージ、指圧師、はり師、きゆう師による施術費は医療費に含まれるが、疾病の予防又は健康の増進のために供される医薬品の購入費は医療費に該当しない。

ロ 医療費は、支払った医療費の総額から保険金等で補てんされる金額を控除した額の全額について、必要経費として認められるものであり、所得税法における控除額の取扱いと異なるものである。

ハ 医療費の額の算定に当たって医療費を補てんする保険金等の額が確定していない場合には、当該保険金等の見込額に基づいて行うものとする。この場合において後日、当該保険金等の見込額が当該確定額と異なることとなったときは、その判明した日の属する月の翌月初日をもって変更決定を行う。なお、その際の差額の取扱いについては、費用徴収基準の取扱細則第1、5（3）によるものとする。

<留意点>

	必要経費として認定するもの	必要経費として認定しないもの
医療費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 差額ベッド料 ・ 寝具貸付料 ・ 治療材料（医師の証明等の添付が必要） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文書料 ・ オムツ代^{※1} ・ 洗濯料 ・ 電気器具使用料 ・ 電話使用料 ・ 衛生費 ・ 健康診断料、人間ドック料
付添看護料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 付添料 ・ 付添食事代 ・ 付添寝具代 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基準看護病院に入院中の被措置者の付添看護料
通院費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通院のための公共交通機関の交通運賃^{※2} ・ 施設から病院までのタクシー代^{※3} 	

※1 オムツ代は入院患者日用品として老人保護措置費で対応しており、入院患者日用品を超えた軽費であっても、必要経費として認定しない。ただし、入所後入院した場合のオムツ代については、医師の証明がある場合につき認める。

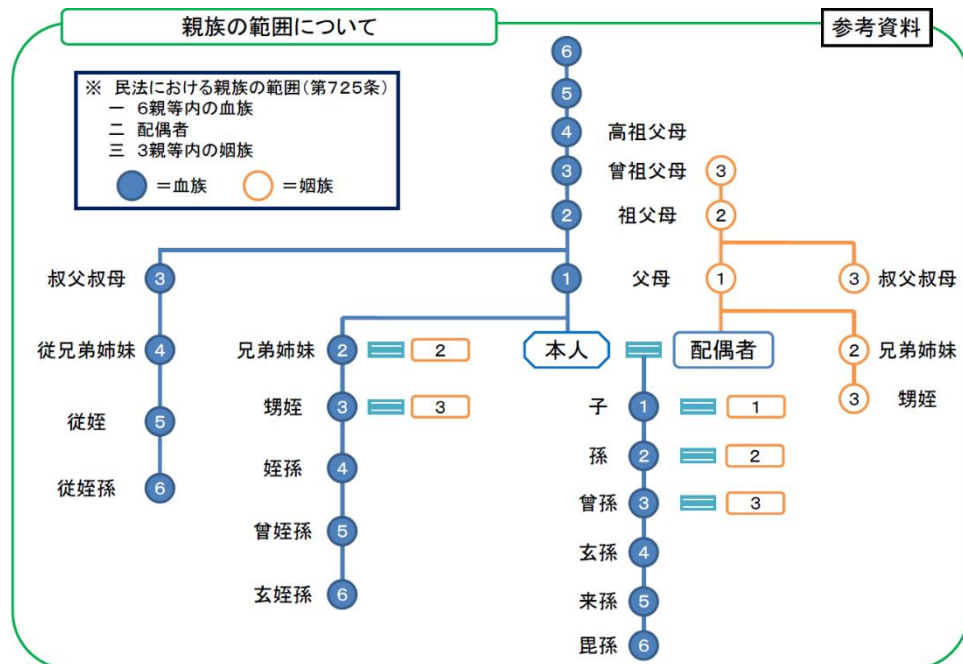
※2 施設の特性、対象者の事情等を勘案し、真にやむを得ないと認められる場合のみ

※3 認定の際には、医師の証明または施設長の証明を添付させること。ただし、バス等で通院可能な状況にある場合には、必要経費として認定しない。

④ 配偶者その他の親族が被措置者の仕送りにより生活している場合において必要とされる仕送りのための費用

イ 配偶者その他親族の範囲は、原則として配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む）又は民法に定める扶養義務者とするが、特別の事情がある場合には、民法第 725 条に規定する親族までとすることができる。

- ・民法第 877 条に定める扶養義務者・・・直系血族及び兄弟姉妹
- ・民法第 725 条・・・6親等内の血族、3親等内の姻族⁷



ロ 仕送りのための費用については、その地域における標準的な生計費を参考として、市町村が設ける限度額から仕送りを受ける配偶者等の収入を控除した額の範囲内においてその実際の仕送り額を特別の必要経費として認める。なお、この限度額の決定は市町村長の判断により行うものであるが、努めてその算定の基本的考え方を都道府県単位で統一するものとする。

- ・限度額は生活保護基準額の 1.5 倍

ハ 被措置者の仕送りにより生計を維持されている配偶者等の租税、社会保険料、医療費は、仕送りのための費用とは別に、それぞれ租税、社会保険料、医療費として必要経費と認める。

ニ 配偶者等が養護老人ホーム又は特別養護老人ホームに入所している場合における標準的な生計費は、いわゆる個別的日常費に相当する額とし、軽費老人ホームに入所している場合には個別的日常費に相当する額に軽費老人ホーム利用料を加えた額として取扱うものとする。

⁷ 厚生労働省ホームページ <https://www.mhlw.go.jp/shingi/2009/10/dl/s1027-8b.pdf>

<留意点>

- (イ) 仕送りの認定は本人の申告があった場合に限る。
- (ロ) 仕送り認定の際には、仕送りを受けた者の収入額（年金、農業所得等）を調べておくこと。また、仕送りを受けた者が税法または健康保険上の被扶養者になっていないかも調べておくこと。
- (ハ) 老人ホームに入所した年における出身世帯への仕送りの認定については、前年における仕送りの実態がないので原則として、必要経費とは認められませんが、入所前において、入所者の収入により配偶者等の生計が維持されていることが明らかであって、入所者から配偶者等へ仕送りしなければ当該出身世帯が生活保護に陥ることとなるような場合には、必要経費として仕送り額を認定して差し支えない。
- (ニ) 仕送り方法については、銀行振込、現金書留、施設においての第三者立会いによる現金引渡し等が考えられる、証拠のないスタイルは認められない。また、証拠書類は必ず徴収すること。

- ⑤ 災害により資産が損害を受けた場合において、これを補てんするために必要とされる費用
- ⑥ やむを得ない事情による借金の返済
やむを得ない事情による借金の返済としては、原則として入所前の被措置者本人に係る借金であって、やむを得ない事情によるものの返済（住宅ローンの返済、生活福祉資金の返済等）の場合に限り認められるものであるが、入所後において配偶者等が被措置者の仕送りにより生計を維持されている場合であって、医療費等不意に支出せざるを得ない状況のもとにおいて、借金をしている場合の返済についても同様の取扱いをしてさしつかえない。
- ⑦ 自己の日常の用に供されるほ装具、身体障害者日常生活用具等の購入費等の支出せざるを得ない費用が被措置者にあると市町村長が認めるときは、その額を特別の必要経費として認定することができること。
- ⑧ その他の必要経費
 - イ 必要経費には、被措置者の意志により任意に負担するもの（例：交際費、見舞金、法事、墓参りのための費用、墓の建設・管理に必要な費用、寄附金等の費用）は該当しない。老人ホーム入所前の生活費、軽費老人ホーム利用料等、入所により支出する必要のなくなる費用も同様とする。
 - ロ 離婚に伴う慰謝料の支払は、必要経費として認めることができる。
 - ハ 生命保険料は原則として必要経費に該当しない。しかしながら、入所前から継続しているものであって、継続しないことにより解約返戻金等について著しい不利益をうけるものについては、必要経費として認めることができる。

- ニ 住宅維持費（損害保険料を含む）は、原則として必要経費に該当しない。しかしながら、入所前に自己の居住の用に供していた住宅で居住する者がなく、また賃貸も困難な場合には、通常必要とされる住宅維持費を必要経費として認めることができる。
- ホ 必要経費の認定は市町村長が行うが、その認定の際領収書等のないものについては、施設長の証明によってさしつかえない。

（6）年度途中で収入や必要経費に著しい変動があった場合の取扱い

- ① 前年に比した収入の減収、不時のやむを得ざる支出が必要になる等の事情により被措置者の負担能力に著しい変動が生じ、費用負担が困難になると市町村長が認めるときは、その事情の生じた時点を含む都市における年間収入又は必要経費を推定し、これにより求めた対象収入に基づき階層区分の変更を決定することができる。
- ② この階層区分の変更は、例外措置であるので原則として、被措置者からの申立てにより行うこととするが、被措置者が生活保護法による医療扶助を受ける等、明らかに階層区分の変更が必要と認められる場合には申立ての有無にかかわらず変更決定を行うこととする。
- ③ 申立てがあったときは、書類に所要事項を記載してもらい、その妥当性を判断して決定する。なお、収入が減少した場合に必要経費についてその年の推定を行う必要はなく、また、必要経費が増加した場合に収入をその年の推定額におきなおさなければならないものではない。
- ④ 階層区分の変更は、変更が必要と認められる月（その月分を納入済みのときは、その翌月）から行うこととする。なお、入院により多額の医療費を必要とする場合には、入院した月については従前の階層区分で日割計算により徴収を行い、入院期間中は徴収せず、退院時において、階層区分の見直しを行う等の取扱いをしてさしつかえない。
- ⑤ ①～④の取扱いは、（以下「主たる扶養義務者」という。）についても同様とする。

（7）その他

- ① 費用徴収基準月額が、その月におけるその被措置者にかかる老人保護措置費の支弁費（一般事務及び一般生活費（地区別冬期加算及び入院患者日用品費を除く）の合算額をいう。）を超える場合には、当該支弁額とする。
- ② 養護老人ホームの3人部屋入居者については、費用徴収基準月額から10%、4人部屋入居者については20%、5人及び6人部屋入居者については30%、7人部屋以上の大部屋入居者については40%をそれぞれ減額した額を費用徴収基準月額とする。この場合、100円未満は切捨てとする。
- ③ 養護老人ホームの3人部屋以上の部屋の入居者に係る暫定措置の適用については「140,000」は「 $140,000 \times (1 - \text{減額率})$ 」とする。
- ④ 養護委託については、養護老人ホームの暫定措置を準用するものとする。

2 扶養者義務分

(1) 費用徴収額の算定方法

扶養義務者分については、税額等による階層区分によって定まる費用徴収基準月額により算定した額とする。ただし、月の途中で施設に入所し若しくは退所し、又は養護受託者の家庭に転入し若しくは転出した被措置者にかかるその入退所し、又は転出した日の属する月の分の徴収月額は、次の算式により算定した額（円未満切捨て）とする。

$$\text{費用徴収基準月額} \times \text{当該月の実措置日数} \div 30 \text{日又は当該月の実日数}$$

主たる扶養義務者の前年分の所得税の課税状況を把握するにあたって、1月ないし6月の間においては、その状況が不明である場合もあるので、前々年分の課税状況により階層を決定するものとする。

(2) 主たる扶養義務者

- ① 「主たる扶養義務者」の認定は被措置者の扶養義務者（民法に定める扶養義務者をいう。④において同じ。）のうち、配偶者及び子について行う。養子は、縁組の日から養親の嫡出子たる身分を取得し、養親等の扶養義務者となるが、実親及びその親族との間には何等の影響を及ぼさず、その扶養義務者としての地位は失われるものではない。
- ② 「主たる扶養義務者」となる被措置者の配偶者又は子は、原則として、被措置者が入所の際被措置者と同一世帯にあった者（住居等の関係で別居していたが、主としてその配偶者又は子の仕送りにより被措置者が生計を維持していた場合等社会通念上同一世帯と同様と認められる者を含む。以下「出身世帯員」という。）とする。世帯とは、生活上現に家計を共同して消費生活を営んでいると認められるひとつの単位をいい、世帯の認定については、生活保護法の取扱いに準じて行うものとする。なお、養護老人ホームへの入所措置にあたり、いわゆる世帯分離の取扱いをした場合であっても、これは入所要件に関する便宜的な取扱いであり、別世帯として認めることはないので、あくまでも同一世帯であることには変更がないものである。
- ③ ②により「主たる扶養義務者」となり得る者が2人以上ある場合は、最多税額納付者を「主たる扶養義務者」とする。
- ④ 出身世帯員でない被措置者の配偶者又は子は、被措置者が入所の際、同一世帯に属していた被措置者の扶養義務者がいない場合に限り、次に定めるところにより、「主たる扶養義務者」とする。
イ 当該配偶者又は子の所得税又は住民税の所得割の計算について、被措置者が所得税法第2条第1項第33号若しくは地方税法第292条第1項第7号に規定する控除対象配偶者又は所得税法第2条第1項第34号若しくは地方税法第292条第1項第8号に規定する扶養親族となっている場合は、当該配偶者又は子を「主たる扶養義務者」とする。

- ロ 当該配偶者又は子が健康保険、船員保険又は国家公務員等共済組合、地方公務員共済組合若しくは私立学校教職員共済組合の被保険者又は組合員であって被措置者がこれらの制度の給付について当該配偶者又は子の被扶養者となっている場合（イに該当する被措置者の配偶者又は子が他にある場合を除く。）には、当該配偶者又は子を「主たる扶養義務者」とする。
 - ハ 当該配偶者又は子の給与の計算について被措置者が扶養親族として一般職の職員の給与等に関する法律第 11 条に規定する扶養手当その他これに準ずる手当の支給対象となっている場合（イ又はロに該当する被措置者の配偶者又は子が他にある場合を除く。）は、当該配偶者又は子を「主たる扶養義務者」とする。この場合において、「主たる扶養義務者」となり得る者が 2 人以上あるときは、最多税額納付者を「主たる扶養義務者」とする。
 - ニ イからハまでのいずれかに該当する被措置者の配偶者又は子がない場合は、被措置者への仕送りの状況、被措置者との間の資産面での関係の深さ等を勘案し、社会通念上、主たる扶養義務者と認められる被措置者の配偶者又は子を「主たる扶養義務者」とする。
- ⑤ ③の場合における「主たる扶養義務者」の認定は、毎年度見直しを行うことを原則とするが、主たる扶養義務者が死亡又は行方不明になった場合は、その事実が生じた日の属する月の翌月初日をもって見直しを行うこととする。
- ⑥ ④の場合における「主たる扶養義務者」の認定については、見直しを行わない。
- ⑦ 扶養義務者の内、下記の者は費用徴収の対象となる扶養義務者の例外とする。
- イ 社会福祉施設入所者及び実施機関がこれらと同様と認める者
 - ロ 被措置者の生活歴等から特別の事情があり明らかに扶養できない者
 - ハ 虐待等の経緯がある者等の当該扶養義務者に対し扶養を求めることにより被措置者との関係を悪化させると想定される者

（⑦記載内容の考え方）

以下の理由から生活保護と同様に扶養義務者の例外とすることが必要と考え、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和 38 年 4 月 1 日社保第 34 号厚生省社会局保護課長通達 令和 6 年 3 月 29 日最終改定）第 5 「扶養義務者の取扱い」の 2 「扶養能力の調査について」の（問第 5 の 2）を参考に記載したものである。

- （理由 1）生活保護行政において、扶養義務の履行については「保護に優先する」とされ、「保護の条件ではない」とされているため。
- （理由 2）養護老人ホームへの入所措置について、扶養義務者に対して費用徴収を求めることは、法第 28 条によればあくまでも「できる」規定であるため。
- （理由 3）措置者（市町村）が扶養義務者に対して費用徴収を強く求めることは、実質的に措置の条件として働くため、昨今の福祉事情と逆行していると考えられるため。

(3) 主たる扶養義務者に該当するかの確認方法

- ① (2)の④のイについて
当該配偶者又は子の源泉徴収票等から確認すること。
- ② (2)の④のロについて
国民健康保険加入の有無を市町村担当課で確認し、加入していない場合は保険証又は組合員証の写しを提出してもらう。
- ③ (2)の④のハについて
事業主もしくは給与支払者の証明書等により確認する。
- ④ (2)の④のニについて
これまでの生活歴、当事者の関係あるいは入所直近の生活実態を民生委員等関係者の意見を参考に十分把握のうえ認定する。

(4) 主たる扶養義務者の負担能力に著しい変動があった場合

1 (6)と同様に取り扱う。

(5) その他

同一の者が2人以上の被措置者の主たる扶養義務者となる場合には、最初に措置された者に着目して費用徴収基準月額を決定する。費用徴収基準月額が、その月におけるその被措置者に係る老人保護措置費の支弁額（その被措置者が徴収を受ける場合には、当該被措置者に係る費用徴収基準月額を控除した残額）を超える場合には、当該支弁額とする。

3 その他

(1) 被措置者が死亡した場合

措置者又はその主たる扶養義務者からの徴収金は、死亡した日までの日割りにより計算する。なお、被措置者に係る徴収金の納入告知等は、その相続人に対して行う。

(2) 主たる扶養義務者が死亡した場合

(1)と同様に取り扱う。

(3) 徴収金の額に誤りがあった場合

変更すべき月に遡及して徴収額の変更決定を行う。ただし、被措置者又はその主たる扶養義務者については、次のように取扱うことができる。

- ① 誤って決定した徴収額よりも正当な徴収額が高い場合
誤認を発見した日の属する月の翌月初日をもって徴収額の変更決定を行う。ただし、明らかに被措置者又はその主たる扶養義務者の責に帰すべき事由により徴収額を誤って決定した場合には変更すべき月に遡及して徴収額の変更を行う。
- ② 誤って決定した徴収額よりも正当な徴収額が低い場合
変更すべき月に遡及して徴収額の変更決定を行う。既に納付済の徴収金があるときは、その差額分を返還（還付又は充当）する。

V 措置の現状と課題

1 市町村における措置の状況について⁸

(1) 措置率^{*}の状況

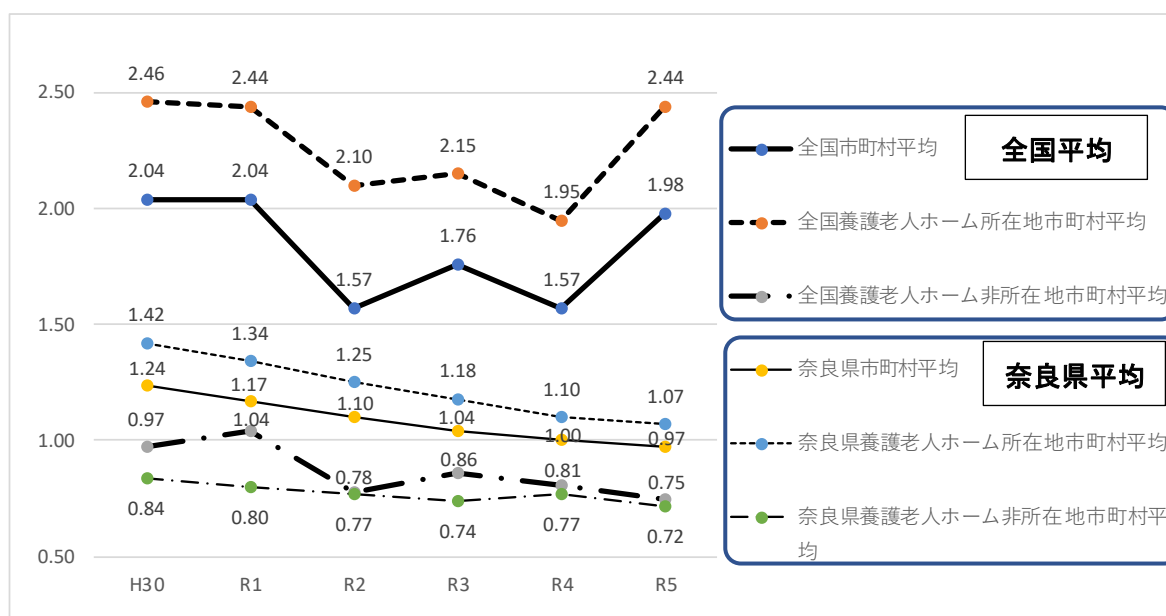
奈良県における令和5年4月1日時点の措置率は0.96%である。同時点の全国平均の措置率(1.98%)と比べると1.01%低く、奈良県の措置率は全国平均の約半分となっている。

また、県内における措置率の6年間の推移を見ると、養護老人ホーム所在地市町村で▲0.35%、非所在地市町村で▲0.12%減少し、養護老人ホーム所在地市町村における減少幅が特に大きい。

※措置率＝養護老人ホームへの被措置者数÷65歳以上人口

措置率の数値が小さいため単位はパーミル(千分率)

措置率の全国比較



※全国の市町村措置率については、回答施設数は⑩93.7%⑪89.9%⑫87.2%⑬93.5%⑭85.1%⑮R5・87.7%であり、回答率が100%であった都道府県における市町村平均措置率としている(回答率が100%であった都道府県数⑩29⑪32⑫29⑬30⑭17⑮21)。

⁸ (公社)全国老人福祉施設協議会「令和5年度 養護老人ホーム 被措置者数等調査結果」等の同協議会による全国調査資料

(2) 被措置者数の状況

奈良県における令和5年4月1日時点の被措置者数は408人であり、65歳以上人口が6年前の平成30年と比較して3.5%増加しているにもかかわらず(30)407,817人(5)422,010人、被措置者数は19.4%減少(30)506人から98人減少)している。

市町村別被措置者数推移

圏域	市町村名	平成30年度			令和元年度			令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			6年前比 s=r-c						
		被措置者数a	65歳以上人口b	措置率c=a/b	市町村-県平均	被措置者数d	65歳以上人口e	措置率f=d/e	市町村-県平均	被措置者数g	65歳以上人口h	措置率i=g/h	市町村-県平均	被措置者数j	65歳以上人口k	措置率l=j/k	市町村-県平均	被措置者数m	65歳以上人口n		措置率o=m/n	市町村-県平均	被措置者数p	65歳以上人口q	措置率r=p/q	市町村-県平均
奈良	奈良市	100	107,058	0.93%	▲0.23%	100	108,510	0.92%	▲0.25%	95	109,774	0.87%	▲0.24%	96	110,951	0.87%	▲0.18%	94	111,716	0.84%	▲0.16%	93	111,687	0.83%	▲0.13%	▲0.10%
東和	天理市	43	16,655	2.58%	▲1.41%	36	16,872	2.13%	0.97%	35	17,051	2.05%	0.95%	31	17,137	1.81%	0.77%	29	17,182	1.69%	0.69%	24	17,115	1.40%	0.44%	▲1.18%
	桜井市	20	17,339	1.15%	▲0.01%	16	17,544	0.91%	▲0.26%	19	17,654	1.08%	▲0.03%	25	17,741	1.41%	0.37%	31	17,804	1.74%	0.74%	34	17,817	1.91%	0.94%	0.75%
	宇陀市	14	11,949	1.17%	0.00%	18	12,006	1.50%	0.33%	17	12,043	1.41%	0.31%	18	12,131	1.48%	0.44%	16	12,135	1.32%	0.32%	15	12,051	1.24%	0.28%	0.07%
	山添村	2	1,627	1.23%	0.06%	1	1,623	0.62%	▲0.55%	0	1,622	0.00%	▲1.10%	0	1,636	0.00%	▲1.04%	1	1,635	0.06%	▲0.39%	0	1,618	0.00%	▲0.97%	▲1.23%
	河内町	1	2,849	0.35%	▲0.82%	1	2,913	0.34%	▲0.82%	1	2,924	0.34%	▲0.76%	0	2,930	0.00%	▲1.04%	0	2,913	0.00%	▲1.00%	1	2,913	0.34%	0.00%	▲0.01%
	三宅町	3	2,411	1.24%	0.08%	3	2,449	1.22%	0.06%	3	2,449	1.22%	0.12%	3	2,442	1.23%	0.19%	3	2,417	1.24%	0.24%	3	2,416	1.24%	0.27%	▲0.00%
	田原本町	7	9,712	0.72%	▲0.45%	8	9,813	0.82%	▲0.35%	7	9,930	0.70%	▲0.40%	7	10,022	0.70%	▲0.34%	6	10,088	0.59%	▲0.40%	4	10,070	0.40%	▲0.57%	▲0.32%
	曽爾村	0	708	0.00%	▲1.17%	0	697	0.00%	▲1.17%	0	704	0.00%	▲1.10%	0	707	0.00%	▲1.04%	0	700	0.00%	▲1.00%	0	689	0.00%	▲0.97%	0.00%
	御杖村	1	925	1.08%	▲0.09%	1	917	1.09%	▲0.08%	1	903	1.11%	0.01%	0	901	0.00%	▲1.04%	1	884	1.13%	0.13%	0	854	0.00%	▲0.97%	▲1.08%
	小計(東和の平均)	91	64,175	1.42%		84	64,834	1.30%		83	65,280	1.27%		84	65,647	1.28%		87	65,758	1.32%		81	65,543	1.24%		▲0.18%
西和	大和郡山市	35	26,887	1.30%	0.13%	33	27,298	1.21%	0.04%	32	27,610	1.16%	0.06%	33	27,857	1.18%	0.14%	29	28,053	1.03%	0.03%	33	27,935	1.18%	0.21%	▲0.12%
	生駒市	23	32,496	0.71%	▲0.46%	23	32,496	0.70%	▲0.47%	21	33,451	0.63%	▲0.47%	22	33,803	0.65%	▲0.39%	20	34,247	0.58%	▲0.41%	20	34,357	0.58%	▲0.38%	▲0.13%
	平群町	3	7,025	0.43%	▲0.74%	3	7,049	0.43%	▲0.74%	3	7,072	0.42%	▲0.68%	1	7,058	0.14%	▲0.90%	1	7,116	0.14%	▲0.86%	1	7,135	0.14%	▲0.83%	▲0.28%
	三郷町	12	6,919	1.73%	0.57%	12	6,990	1.72%	0.55%	11	7,033	1.56%	0.46%	9	7,112	1.27%	0.22%	10	7,111	1.41%	0.41%	9	7,049	1.28%	0.31%	▲0.46%
	斑鳩町	3	3,385	0.36%	▲0.81%	2	3,535	0.23%	▲0.93%	3	3,607	0.35%	▲0.75%	3	3,664	0.35%	▲0.70%	3	3,700	0.34%	▲0.65%	3	3,648	0.35%	▲0.62%	▲0.01%
	安堵町	0	2,393	0.00%	▲1.17%	0	2,417	0.00%	▲1.17%	0	2,476	0.00%	▲1.10%	0	2,495	0.00%	▲1.04%	0	2,503	0.00%	▲1.00%	0	2,514	0.00%	▲0.97%	0.00%
	上牧町	2	7,314	0.27%	▲0.89%	2	7,378	0.27%	▲0.90%	2	7,483	0.27%	▲0.83%	2	7,516	0.27%	▲0.78%	2	7,527	0.27%	▲0.73%	2	7,520	0.27%	▲0.70%	▲0.01%
	王寺町	0	6,657	0.00%	▲1.17%	0	6,774	0.00%	▲1.17%	0	6,835	0.00%	▲1.10%	0	6,913	0.00%	▲1.04%	0	7,002	0.00%	▲1.00%	0	6,970	0.00%	▲0.97%	0.00%
	河合町	3	6,581	0.46%	▲0.71%	4	6,624	0.60%	▲0.56%	4	6,647	0.60%	▲0.50%	4	6,718	0.60%	▲0.45%	4	6,767	0.59%	▲0.41%	4	6,731	0.59%	▲0.37%	0.14%
	小計(西和の平均)	81	104,657	0.77%		84	106,011	0.79%		76	107,214	0.71%		74	108,136	0.68%		69	109,026	0.63%		72	108,859	0.66%		▲0.11%
中和	大和高田市	15	19,478	0.77%	▲0.40%	11	19,748	0.56%	▲0.61%	11	19,913	0.55%	▲0.55%	11	20,083	0.55%	▲0.49%	12	20,217	0.59%	▲0.41%	12	20,209	0.59%	▲0.37%	▲0.18%
	橿原市	50	33,632	1.49%	0.32%	45	34,076	1.32%	0.15%	42	34,479	1.22%	0.12%	41	34,787	1.18%	0.14%	36	34,997	1.03%	0.03%	34	35,018	0.91%	0.00%	▲0.52%
	御所市	16	10,158	1.58%	0.41%	16	10,178	1.57%	0.40%	13	10,177	1.28%	0.18%	10	10,172	0.98%	▲0.06%	9	10,108	0.89%	▲0.11%	10	10,043	1.00%	0.03%	▲0.58%
	香芝市	5	17,708	0.28%	▲0.89%	3	18,017	0.17%	▲1.00%	4	18,233	0.22%	▲0.88%	3	18,528	0.16%	▲0.88%	0	18,702	0.00%	▲1.00%	0	18,824	0.00%	▲0.97%	▲0.28%
	葛城市	4	10,035	0.40%	▲0.77%	4	10,214	0.39%	▲0.78%	3	10,335	0.29%	▲0.81%	3	10,426	0.29%	▲0.75%	3	10,516	0.29%	▲0.71%	3	10,503	0.29%	▲0.68%	▲0.11%
	高取町	14	2,559	5.47%	4.30%	15	2,584	5.80%	4.64%	14	2,594	5.40%	4.30%	9	2,609	3.45%	2.41%	9	2,581	3.49%	2.49%	8	2,577	3.10%	2.14%	▲2.37%
	明日香村	0	2,091	0.00%	▲1.17%	0	2,104	0.00%	▲1.17%	1	2,131	0.47%	▲0.63%	1	2,135	0.47%	▲0.57%	1	2,156	0.46%	▲0.53%	1	2,148	0.47%	▲0.50%	0.47%
	広陵町	7	8,523	0.82%	▲0.35%	7	8,738	0.80%	▲0.37%	7	8,930	0.78%	▲0.32%	6	9,106	0.66%	▲0.38%	7	9,282	0.75%	▲0.24%	5	9,402	0.53%	▲0.43%	▲0.29%
	小計(中和の平均)	111	104,184	1.07%		101	105,659	0.96%		95	106,792	0.89%		84	107,846	0.78%		77	108,559	0.71%		73	108,724	0.67%		▲0.39%
	南和	五條市	52	10,910	4.77%	3.60%	52	10,961	4.74%	3.58%	51	10,985	4.64%	3.54%	50	11,007	4.54%	3.50%	49	11,046	4.44%	3.44%	50	10,983	4.55%	3.59%
吉野町		5	3,512	1.42%	0.26%	5	3,488	1.43%	0.27%	5	3,447	1.45%	0.35%	4	3,385	1.18%	0.14%	4	3,345	1.20%	0.20%	4	3,252	1.23%	0.26%	▲0.19%
大淀町		32	5,594	5.72%	4.55%	30	5,715	5.25%	4.08%	28	5,786	4.84%	3.74%	24	5,806	4.13%	3.09%	18	5,880	3.06%	2.06%	16	5,902	2.71%	1.74%	▲3.01%
下市町		7	2,461	2.84%	1.68%	5	2,437	2.05%	0.88%	4	2,420	1.65%	0.55%	4	2,376	1.68%	0.64%	5	2,315	2.16%	1.16%	3	2,277	1.32%	0.35%	▲1.53%
黒滝村		7	375	18.67%	17.50%	6	371	16.17%	15.00%	5	367	13.62%	12.52%	4	354	11.30%	10.26%	4	344	11.63%	10.63%	3	322	9.32%	8.35%	▲9.35%
天川村		6	672	8.93%	7.76%	4	671	5.96%	4.79%	5	669	7.47%	6.37%	3	666	4.50%	3.46%	3	650	4.62%	3.62%	2	646	3.10%	2.13%	▲5.83%
野迫川村		2	192	10.42%	9.25%	2	194	10.31%	9.14%	2	185	10.81%	9.71%	2	185	10.81%	9.77%	3	181	16.57%	15.58%	3	176	17.05%	16.08%	6.63%
十津川村		4	1,486	2.69%	1.52%	3	1,475	2.03%	0.87%	4	1,468	2.72%	1.62%	4	1,447	2.76%	1.72%	4	1,399	2.86%	1.86%	3	1,377	2.18%	1.21%	▲0.51%
下北山村		1	444	2.25%	1.08%	1	428	2.34%	1.17%	1	421	2.38%	1.27%	1	412	2.43%	1.38%	1	403	2.48%	1.48%	1	393	2.54%	1.58%	0.29%
上北山村		1	257	3.89%	2.72%	1	252	3.97%	2.80%	1	248	4.03%	2.93%	0	238	0.00%	▲1.04%	0	228	0.00%	▲1.00%	0	221	0.00%	▲0.97%	▲3.89%
川上村	2	846	2.36%	1.20%	0	816	0.00%	▲1.17%	0	775	0.00%	▲1.10%	0	754	0.00%	▲1.04%	0	738	0.00%	▲1.00%	0	720	0.00%	▲0.97%	▲2.36%	
東吉野村	4	994	4.02%	2.86%	4	982	4.07%	2.91%	4	958	4.18%	3.07%	4	945	4.23%	3.19%	4	936	4.27%	3.27%	4	928	4.31%	3.34%	0.29%	
小計(南和の平均)	123	27,743	4.43%		113	27,790	4.07%		110	27,729	3.97%		100	27,575	3.63%		95	27,465	3.46%		89	27,197	3.27%		▲1.16%	
合計(奈良県平均)	506	407,817	1.24%		482	412,804	1.17%		459	416,789	1.10%		438	420,155	1.04%		422	422,524	1.00%		408	422,010	0.97%		▲0.27%	
養護老人ホーム所在地市町村平均	399	280,869	1.42%	0.25%	380	284,616	1.34%	0.17%	360	287,783	1.25%	0.08%	342	290,430	1.18%	0.01%	322	292,420	1.10%	▲0.07%	314	292,277	1.07%	▲0.09%	▲0.35%	
養護老人ホーム非所在地市町村平均	1																									

(3) 定員及び入所率*の状況

奈良県内の養護老人ホームの定員は、平成30年4月1日の850人（12施設）から令和5年4月1日には795人（12施設）に減少（6.5%減）している。6年間で55人減少したため、施設数は変わらないものの概ね1施設分減少したことになる。

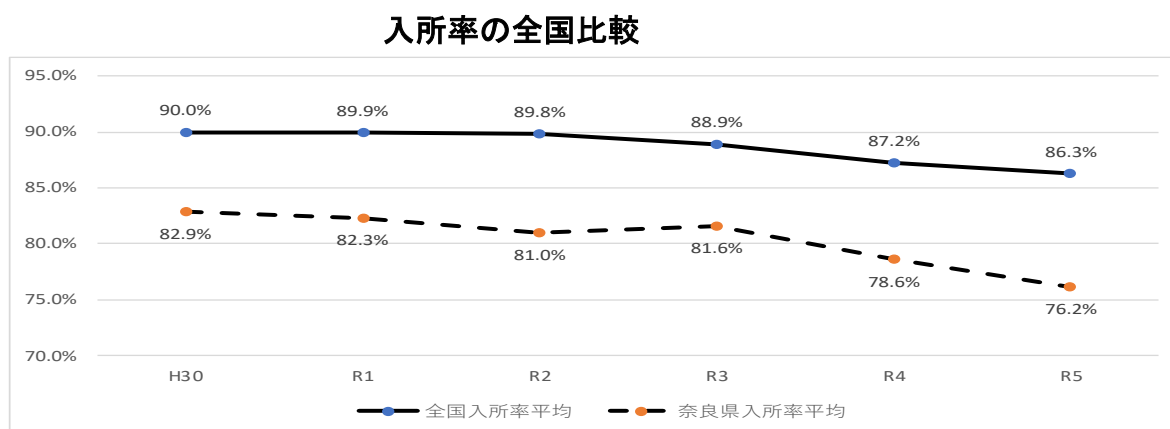
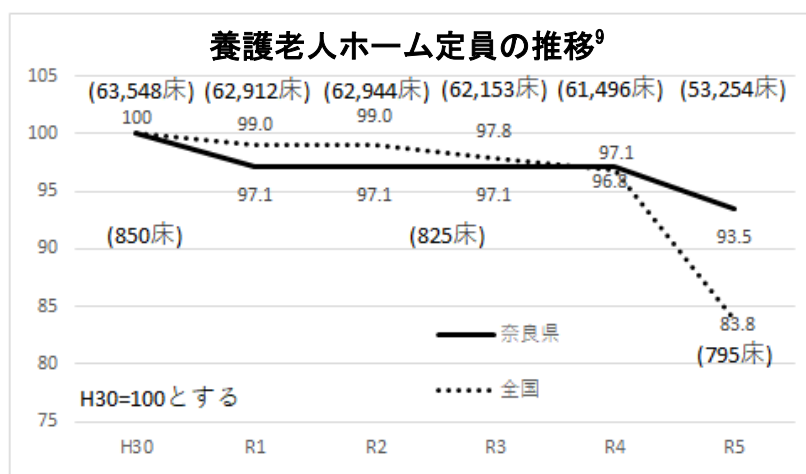
全国においても定員は減少傾向にあり、奈良県の定員の減少割合は令和4年度まで全国とほぼ同じであったが、令和5年度に大きく減少した。

一方、65歳以上人口千人当たり定員数は1.9人と全国平均の1.5人を上回り、全国平均と比較して奈良県は65歳以上人口千人当たり定員数が多いが、入所者数は1.4人と全国平均の1.3人とほぼ同じである。

奈良県内における令和5年4月1日時点の入所率は76.2%であり、全国平均の入所率（86.3%）と比べ10.1%低い状況である。

なお、奈良県内の養護老人ホームでは県外からの措置数が207人（令和5年4月1日時点）と全国で最も多いため、65歳以上人口千人当たり同一都道府県民の入所者数は全国の中でも低い状況である。

※入所率＝養護老人ホームの入所者÷定員



⁹ 厚生労働省「令和6年版高齢社会白書」P.35

https://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/w-2024/zenbun/pdf/1s2s_02.pdf

奈良県「平成30年度 高齢者福祉対策の概要」～「令和5年度高齢者福祉対策の概要」

全国の養護老人ホーム入所率（令和5年度）

都道府県	R5.4.1 養護老人 ホーム定 員(人)	R5.4.1 養護老人 ホーム入 所者数(人)	bのうち 同一都道 府県内か らの入所 者数(人)	bのうち 同一都道 府県外か らの入所 者数(人)	入所率	R5.10.1 65歳以上 人口(千人)	65歳以上 人口千人 当たり 定員数	65歳以上 人口千人 当たり 入所者数	65歳以上 人口千人 当たり同 一都道府 県民の入 所者数
	a	b	c	d	$e=a \div b$	f	$g=a \div f$	$h=b \div f$	$i=c \div f$
北海道	4,394	4,065	4,059	6	92.5%	1,681	2.6	2.4	2.4
青森県	645	579	546	33	89.8%	417	1.5	1.4	1.3
岩手県	735	689	686	3	93.7%	407	1.8	1.7	1.7
宮城県	281	217	217	0	77.2%	662	0.4	0.3	0.3
秋田県	860	770	769	1	89.5%	357	2.4	2.2	2.2
山形県	650	585	584	1	90.0%	361	1.8	1.6	1.6
福島県	764	679	678	1	88.9%	586	1.3	1.2	1.2
茨城県	920	677	637	40	73.6%	865	1.1	0.8	0.7
栃木県	668	540	528	12	80.8%	573	1.2	0.9	0.9
群馬県	805	572	539	33	71.1%	589	1.4	1.0	0.9
埼玉県	1,044	704	634	70	67.4%	2,012	0.5	0.3	0.3
千葉県	942	747	688	59	79.3%	1,756	0.5	0.4	0.4
東京都	3,076	2,765	2,722	43	89.9%	3,205	1.0	0.9	0.8
神奈川県	957	890	865	25	93.0%	2,390	0.4	0.4	0.4
新潟県	995	831	830	1	83.5%	720	1.4	1.2	1.2
富山県	330	207	207	0	62.7%	333	1.0	0.6	0.6
石川県	700	643	637	6	91.9%	338	2.1	1.9	1.9
福井県	240	205	179	26	85.4%	235	1.0	0.9	0.8
山梨県	375	235	222	13	62.7%	253	1.5	0.9	0.9
長野県	981	907	904	3	92.5%	655	1.5	1.4	1.4
岐阜県	917	683	660	23	74.5%	603	1.5	1.1	1.1
静岡県	948	684	682	2	72.2%	1,101	0.9	0.6	0.6
愛知県	1,639	1,429	1,427	2	87.2%	1,923	0.9	0.7	0.7
三重県	1,250	1,109	1,079	30	88.7%	529	2.4	2.1	2.0
滋賀県	525	437	391	46	83.2%	380	1.4	1.2	1.0
京都府	1,020	966	952	14	94.7%	753	1.4	1.3	1.3
大阪府	1,710	1,436	1,306	130	84.0%	2,424	0.7	0.6	0.5
兵庫県	2,186	1,789	1,768	21	81.8%	1,609	1.4	1.1	1.1
奈良県	795	606	399	207	76.2%	423	1.9	1.4	0.9
和歌山県	836	690	672	18	82.5%	305	2.7	2.3	2.2
鳥取県	410	360	339	21	87.8%	179	2.3	2.0	1.9
島根県	1,148	1,098	1,096	2	95.6%	227	5.1	4.8	4.8
岡山県	1,111	995	980	15	89.6%	573	1.9	1.7	1.7
広島県	1,388	1,344	1,317	27	96.8%	825	1.7	1.6	1.6
山口県	1,112	914	897	17	82.2%	459	2.4	2.0	2.0
徳島県	840	727	702	25	86.5%	246	3.4	3.0	2.9
香川県	865	663	655	8	76.6%	301	2.9	2.2	2.2
愛媛県	1,321	1,118	1,117	1	84.6%	441	3.0	2.5	2.5
高知県	733	687	677	10	93.7%	242	3.0	2.8	2.8
福岡県	2,324	2,001	1,915	86	86.1%	1,452	1.6	1.4	1.3
佐賀県	883	668	646	22	75.7%	252	3.5	2.7	2.6
長崎県	1,710	1,474	1,459	15	86.2%	435	3.9	3.4	3.4
熊本県	1,840	1,622	1,609	13	88.2%	552	3.3	2.9	2.9
大分県	1,093	1,031	1,028	3	94.3%	375	2.9	2.7	2.7
宮崎県	1,803	1,731	1,724	7	96.0%	351	5.1	4.9	4.9
鹿児島県	2,185	2,048	2,042	6	93.7%	524	4.2	3.9	3.9
沖縄県	300	166	164	2	55.3%	350	0.9	0.5	0.5
全国平均	53,254	45,983	44,834	1,149	86.3%	36,229	1.5	1.3	1.2

県外からの被措置者数推移

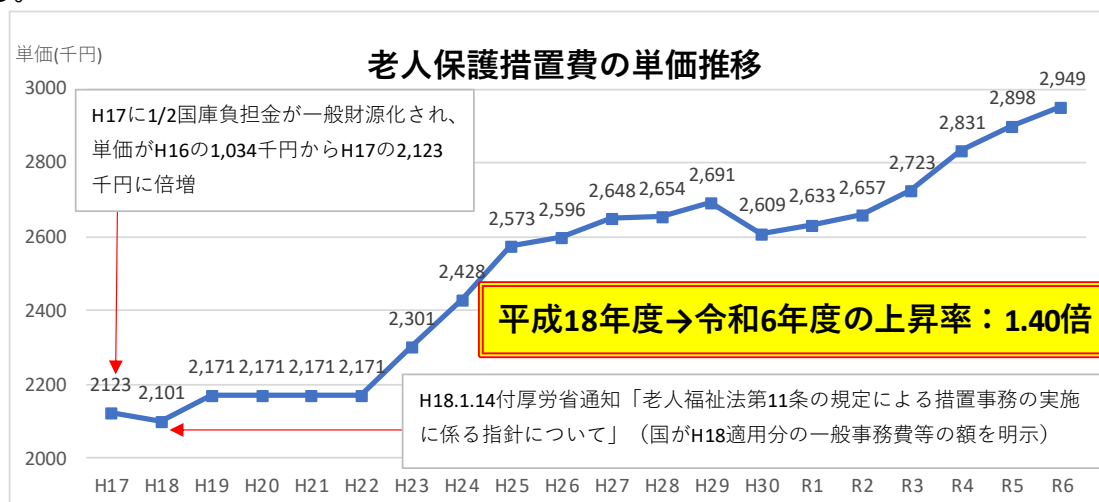
	H30	R1	R2	R3	R4	R5
京 都 府	117	141	150	158	146	139
大 阪 府	59	57	55	59	59	60
兵 庫 県	2	2	3	3	3	4
三 重 県	3	3	4	4	4	1
そ の 他 都 県	3	3	4	4	3	3
合 計	184	206	216	228	215	207

(4) 老人保護措置費の単価

老人保護措置費については地方交付税の措置がなされているところである。

平成 17 年度に国の負担金から市町村に対する地方交付税措置により一般財源化されたが、平成 26 年と令和元年の消費税改定や、令和 4 年度の養護老人ホーム職員の処遇改善、平成 17 年度以降の消費者物価指数や最低賃金などの上昇に見合った改定が、奈良県内においてあまり見直しがなされていない状況である。

一方、地方交付税措置されている被措置者 1 人当たりの単価は、平成 18 年度の 2,101 千円から令和 6 年度に 2,949 千円と 1.40 倍になっていることから、適切な単価への見直しが必要である。



(5) 措置の必要性判断

措置の必要性の判断に当たっては、「措置から契約へ」の流れの中で、一般的には契約に基づく介護保険サービスや障がい者支援サービスなどの利用が優先して検討されるべきである。だが、今日においても措置制度が残された意義として、「介護へのニーズというだけでは解決できない環境や生活に対して、特に重複するニーズを抱えている者の受け入れ先としての重要な役割を果たしている」ことが指摘されている。また、法改正により養護老人ホームが自立支援施設として明確に位置付けされたものの、「終の棲家としての役割も果たしてきた養護老人ホームが、自立支援という名のもとで通過地点としての施設に転換することは入所者の入所理由から見ていくと現実的でない」ことも指摘されている¹⁰。

¹⁰ 平成 22 年 3 月清水正美「社会福祉制度転換期における養護老人ホームの位置づけ」より抜粋

具体的にどのような者を措置すべきかは「養護老人ホームの機能」を十分に理解した上で、個々の事案に即して判断することが重要である。

養護老人ホームの機能について¹¹

■生活支援機能

安全で安心できる、そして生き甲斐のある日常生活を支援する。

■見守り機能

(1) 生活支援に関する「見守り機能」

直接生活を支援する為の見守りであり、事故予防・危険回避と言われているもの。

→ 本人に対し、瞬時・瞬時の対応が必要となる。

(2) 生涯支援に関する「見守り機能」(SW機能)

その人の生涯を見守ろうとするものであり、養護の機能としての一番の特徴。

→ 生涯を通しての生き方を共に考えていく事であり、今までの生きてきた人生を本人と一緒に検証し、認め合い、これからの将来に向けての生き方を一緒に探求していく。

→ 瞬時・瞬時の対応では無く、話し合い・考え合いながら、利用者と共に作っていく。よって、計画も長期的なものになる。

(出典) 西井秀彌郎先生「養護老人ホームの職員に求められるもの」(「新養護創成」を目指して)より

¹¹ 平成 25 年 7 月(公社)全国老人福祉施設協議会「養護老人ホームの現状等について」から抜粋

(6) 生活保護制度との関係

生活保護制度は、低所得者対策としての養護老人ホームの措置制度と対象者が重複することが多いが、環境上の理由及び経済的理由により、家庭で養護を受けることが困難な 65 歳以上の高齢者は、養護老人ホームに措置することが基本である。

これは、生活保護制度では、他の法律による援助を受けることができる場合には、生活保護より優先して適用するものとされており（生活保護法第 4 条第 2 項）、老人福祉法を優先して適用する必要があるためである。

また、保護費の 3/4 が国庫負担金として交付されるため、生活保護による有料老人ホームへの入居が優先されることがあるが、老人保護措置費は地方交付税により財源措置がなされている。

月の利用料（食費＋管理費＋光熱費等その他実費＋賃料）の合計額が 9 万円程度の低額の有料老人ホームであれば、生活保護費（生活扶助費＋住宅扶助費）による入居が可能であり、さらに、生活保護費が月の利用料を上回っている場合は差額が被保護者の手元に残るため、無年金者などは有料老人ホームへの入居を希望することがある。しかし、有料老人ホームには、主に食事、洗濯、清掃等の生活支援サービスを提供する「住宅型有料老人ホーム」と生活支援サービスに加えて介護保険法に基づく「特定施設入居者生活介護」の指定を受けた「介護付有料老人ホーム」があるが、「住宅型有料老人ホーム」は職員の配置基準が「必要数」にとどまるため、見守り機能が弱いことに留意する必要がある。

生活保護受給者であっても、アルコール依存症や精神疾患など基本的な生活能力を欠いた状態であれば総合的な「見守り機能」が必要となるため、看護職員や生活相談員、栄養士の配置が義務付けられる養護老人ホームへの入所を検討する必要がある。

なお、生活保護受給者が養護老人ホームに措置された場合は、生活保護は廃止となるのが原則であるが、通院など医療的ケアが必要になったときは医療扶助（単給）を受けることも可能である。生活保護受給者にとって、医療の問題は必ずしも養護老人ホームへの措置の阻害要因とはならないことに留意する必要がある。

【主な職員の配置基準】

職種	養護老人ホーム	介護付有料老人ホーム	住宅型有料老人ホーム
医師	必要な数	配置義務なし	配置義務なし
生活相談員	常勤換算で入所者 30 人ごとに 1 人	常勤換算で 1 人以上	必要な数
介護職員 (支援員)	常勤換算で入所者 15 人ごとに 1 人	常勤換算で看護職員と合わせて入所者 3 人に 1 人	必要な数
看護職員	常勤換算で入所者 100 人ごとに 1 人	常勤換算で入所者 30 人まで 1 人以上、50 人増すごとに 1 人追加	必要な数
栄養士	1 人以上	配置義務なし	配置義務なし

(7) 奈良県内での新規措置状況

老人福祉法において、養護老人ホームへの措置対象者は「65歳以上の者であって、環境上の理由及び経済的理由により居宅での養護が困難な者」と規定されている。だが、「老人ホームへの入所措置等の指針」において、(平成18年の)改正前の老人福祉法に規定されていた「身体上若しくは精神上の理由」についても措置の対象であることが明記されており、養護老人ホームへの措置対象者は多岐にわたっている。

市町村別新規被措置者数

圏域	市町村名	R5新規被措置者数 (人)	被措置者数(人) [R6.4.1時点]
奈良	奈良市	15	93
	天理市	3	25
	桜井市	13	38
	宇陀市	2	15
	山添村	0	0
	川西町	1	1
	三宅町	0	3
	田原本町	0	4
	萱爾村	0	0
	御杖村	2	1
	小計(率のみ平均)	21	87
西和	大和郡山市	2	27
	生駒市	3	17
	平群町	0	2
	三郷町	0	8
	斑鳩町	0	3
	安堵町	0	0
	上牧町	0	2
	王寺町	0	0
	河合町	0	3
	小計(率のみ平均)	5	62
中和	大和高田市	3	11
	橿原市	5	34
	御所市	0	8
	香芝市	0	0
	葛城市	0	3
	高取町	1	7
	明日香村	0	1
	広陵町	4	4
小計(率のみ平均)	13	68	
南和	五條市	1	47
	吉野町	0	3
	大淀町	0	12
	下市町	0	2
	黒滝村	0	2
	天川村	0	2
	野迫川村	0	2
	十津川村	1	1
	下北山村	0	1
	上北山村	0	0
	川上村	0	0
	東吉野村	0	3
	小計(率のみ平均)	2	75
合 計		56	385

養護老人ホーム所在12市町

2 養護老人ホームにおける受入体制について

「措置を受ける側」の状況としては、対応が困難と思われる処遇困難ケースの受入体制について11の項目に分けて調査した結果、「看取り」以外の10項目において「対応可能又は一部可能」と回答した施設がいずれも80%を超えている。

特に、「要介護1・2」の者についてはkの施設が対応可能と回答しており、さらに「要介護3以上」の者については86%の施設が対応可能又は一部可能と回答するなど、現在の養護老人ホームにおいては介護の問題が必ずしも措置の阻害要因にはならないことが確認できる。

また、「アルコール依存」「精神疾患」を抱えた高齢者についても96%の施設が対応可能又は一部可能と回答しており、精神的な問題を抱えたまま自宅での生活が困難となった高齢者や精神病院において長期入院後に退院した高齢者などについても、特に医療的な問題がない限り措置が可能となっている。

さらに、近年問題となっているゴミ屋敷の住人などの「セルフネグレクト」の状態にある高齢者や服役中に高齢化した「更生施設退所者」などについても96%の施設が対応可能又は一部可能と回答しており、施設との事前の調整は必要ながらも、地域での受け入れが困難な高齢者についても措置は十分に可能となっている。

3 処遇困難ケースにおける措置の実例

「措置の対象者の範囲」について共通の認識を形成するために、次のとおり、処遇困難ケースに係る措置の実例について、事案の概要と入所判定のポイントを整理した。

掲載した事例は、事案の概要であり、入所の判定理由を正確に記載していないため、あくまでも参考としてご活用願いたい。

(1) 要介護3以上の者について

	事案の概要	入所判定のポイント
事例1	夫：72歳、要介護4 妻：74歳、介護認定なし、認知症 ・ 夫婦二人で暮らしていたが、居宅での生活が困難になり、夫婦での入所を希望、夫婦二人を養護老人ホームに措置したものの。	・ 夫婦二人が入所できる施設であった。 ・ 年金が少なく、夫婦で他の施設への入所が困難であったこと。
事例2	女性：77歳、要介護5、娘あり ・ アルツハイマー型認知症による薬剤治療を受けながら、夫、娘と暮らしていたが、夫死亡後、有料老人ホームに入所。金銭管理を行っていた娘が年金を着服して入居料6か月を滞納し、施設から退去を求められる。寝たきりの状態であり、一時的な避難場所として養護老人ホームに措置したものの。	・ 特別養護老人ホームへの入所が決まるまでの緊急的な措置であった。 ・ 子による経済的虐待事案であり、入所先の施設で年金を安全に管理してもらう必要があったこと。 ・ 受入先の養護老人ホームと協議の上、受入が可能であったこと。

(2) 認知症の者について

	事案の概要	入所判定のポイント
事例 1	<p>女性：80歳、要支援1、認知症</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 単身で生活保護を受給しながら自宅で生活していたが、認知症により金銭管理ができないため、友人が支援を相談。生活保護での有料老人ホームへの入所が困難であったため、養護老人ホームに措置したもの。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症の進行により、生活保護の受給による自宅での生活が困難になったこと。 ・ 身元保証人がいないため、有料老人ホームへの入所が困難であったこと。また、要支援1のため、グループホームへの入所も困難であったこと。
事例 2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 老朽化した自宅で独居の認知機能や身体機能の低下が見られる高齢者 ・ 自宅建物は、住居はかなり古く屋根や壁の一部が欠損しており、雨漏りがひどい状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 独身で身寄りがなく、頼れる人が身近にいないこと。 ・ 老朽化した自宅では、寒さ暑さに心身及び生活を脅かされる状態であったこと。 ・ 転倒の危険性や日々の買い物に困難など生活に課題があったこと。
事例 3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自宅で独居の認知症の高齢者 ・ 別居の子との関係も良好ではない状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症の悪化により、独居生活が難しいこと。 ・ 家族からの支援を受けられないこと。 ・ 経済的にも特別養護老人ホームへの入所が困難なこと。
事例 4	<ul style="list-style-type: none"> ・ 身体状況は普通で、日常生活動作は自身で可能であり、軽度の認知症がある60歳代後半の女性。 ・ 夫が死亡し独居となり、賃貸住宅の家主から退去の依頼 ・ 年金は約140万円あるが一人暮らしに不安を抱き施設入所を希望 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 居住場所がないこと。 ・ 軽度の認知症で、独居生活が難しいこと。 ・ 親族がいないこと。
事例 5	<ul style="list-style-type: none"> ・ 離婚後は一人暮らしで70歳まで働いていた高齢者。 ・ 無年金で生活補保護を受給 ・ 認知症で金銭管理が困難 ・ 現在は、市長申立で成年後見人が選任 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症で金銭管理が困難なこと。
事例 6	<ul style="list-style-type: none"> ・ 非課税所得で、身寄りはおとと姪のみだが養護の意思無し。 ・ 近隣者の協力を得て生活していたが、認知症が悪化 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症の悪化により、独居生活が難しいこと。 ・ 親族からの支援を受けられないこと。
事例 7	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認知機能が低下している夫婦のみの世帯 ・ 子が協力的ではない。 ・ 近隣の方から相談があり 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症の悪化により、二人のみの生活が難しいこと。 ・ 親族からの支援を受けられないこと。 ・ 夫婦共に入所措置

(3) アルコール依存の者について

	事案の概要	入所判定のポイント
事例 1	<p>男性：89歳、要介護1、アルコール性認知症、子あり</p> <ul style="list-style-type: none"> 妻と二人で生活していたが、妻（要介護3）の施設入所後、一人暮らしとなり、アルコールに依存。慢性腎臓病で入院し、退院後、老人保健施設に入所。退所後、自宅での生活が困難であるため、養護老人ホームに措置したもの。 	<ul style="list-style-type: none"> アルコール依存のため、自宅での単身生活が困難であったこと。 収入が少なく、子の支援も困難であったため、有料老人ホームへの入所が困難であったこと。 要介護度が低く、特別養護老人ホームへの入所が困難であったこと。

(4) 精神疾患の者・障がい者について

	事案の概要	入所判定のポイント
事例 1	<p>女性：65歳、介護認定なし、妄想性障害、兄弟あり</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活保護を受給しながら単身生活中に妄想性障害を発症。精神病院に入院し、薬物療法で日常生活が可能となったため退院。外出時に妄想が発症することから、自宅での単身生活が困難であるため、養護老人ホームに措置したもの。 	<ul style="list-style-type: none"> 妄想性障害について治療により一定の改善が見られたが、外出できる状態まで改善せず、単身生活は困難であったこと。 妄想性障害により兄弟とも不仲となり、支援が困難であったこと。 かかりつけの精神科医の近くの施設に措置することで、医療的なサポートが可能であったこと。
事例 2	<p>女性：72歳、介護認定なし、妄想性障害、精神手帳2級</p> <ul style="list-style-type: none"> 離婚後、住み込みで就労中、精神疾患を発症。生活保護を受給しながら有料老人ホームに入所する。他の入所者とトラブルを起こし、その度に精神病院への入退院を繰り返すため、養護老人ホームに措置したもの。 	<ul style="list-style-type: none"> 妄想性障害により、有料老人ホームでの生活が困難であったこと。 主治医から新しい住居の確保について措置担当部署に相談があり、措置担当部署が生活保護担当部署に協議することで円滑な措置が可能となった。
事例 3	<ul style="list-style-type: none"> 認知症で医療保護入院※していた高齢者 <p>※精神疾患の治療のため入院治療が必要な状態だが本人が的確に判断できない場合家族等の同意により入院させること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 精神疾患により、退院後に独居生活が困難であること。 親族の支援が期待できないこと。
事例 4	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護を受給する精神疾患を抱える独居の高齢者 精神疾患の治療薬の過剰摂取及び摂取不足 小さな段差でも転倒する状態 	<ul style="list-style-type: none"> 症状の改善には服薬管理が大切だが、管理を行うことができないこと。 転倒が多く、独居生活が危険なこと。

	事案の概要	入所判定のポイント
事例 5	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不定愁訴※で頻繁に救急要請をする高齢者。搬送先の病院で治療を受けずに帰ることが連続し、救急要請のあまりの多さに、近隣住民からの相談が市役所に入るほどの状況 ※自覚症状を訴え検査をしても原因となる病気が見つからないもの ・ 窃盗を繰り返し行ったことから起訴されたが、警察から刑務所か施設入所の選択を求められていた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 精神疾患を抱え、支援を受けることできる親族等がないこと。 ・ 警察から刑務所か施設入所の選択を求められていたこと。
事例 6	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不審な行動で通報された高齢者。近隣の家を自分の教え子の家と思い訪問し、周辺をウロウロし警察に通報された。 ・ 後日病院を受診し、精神疾患と判明 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 精神疾患を抱え、支援を受けることできる親族等がないこと。
事例 7	<ul style="list-style-type: none"> ・ 更正施設入所中で軽度の知的障害の疑い 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 軽度の知的障がいがあり、独居生活が不可能なこと。
事例 8	<ul style="list-style-type: none"> ・ 軽度知的障害が疑われている女性。 ・ 内縁の夫が他界したことにより、相続人から自宅での居住を許されず住むところを失った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 軽度知的障害が疑われ、独居生活が難しいこと。 ・ 居住場所がないこと。
事例 9	<ul style="list-style-type: none"> ・ 弱視で介助が必要な独居の高齢者 ・ 独身で身寄りがなく、頼れる人が身近にいない。 ・ 脳梗塞を幾度と繰り返し、後遺症あり ・ 自室では何かに掴まりながら歩行する状態で、食の管理は難しい状況 ・ 弱視もあり、外出は介助者なしでは困難であり、お金の引き出しにも支障がある状況。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 弱視で介助が必要であり独居ができないこと。 ・ 親族による養護も難しいこと。
事例 10	<ul style="list-style-type: none"> ・ ほとんど目が見えず、金銭管理等の身の回りの世話をしてくれる弟と二人暮らしをしていた高齢者（親族は弟のみ）。 ・ 民生委員からの連絡で自宅を訪問すると、二人とも倒れており救急搬送されたが、入院中に弟は死亡。 ・ 本人は独り身となった。 ・ 現在は入所措置し市長申立により選任された成年後見人が財産調査を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ほとんど目が見えず、独居生活が難しいこと。 ・ 独り身となり、介護サービスで生活することは困難であること。
事例 11	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常生活動作は自身で可能だが、失明し、慢性心不全等の持病がある高齢者。 ・ 年金が約 170 万円あり、高齢者対応賃貸住宅を利用していたが、視覚障害のため視覚障がい者施設への入所を希望 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 失明し、独居生活が難しいこと。

(5) セルフネグレクトの者について

	事案の概要	入所判定のポイント
事例 1	<p>男性：66歳、介護認定なし、認知症、兄弟あり</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活保護を受給しながら単身で生活していたが、金銭管理ができないため、食事の未摂取も多く、電気・ガス・水道が料金滞納によりたびたび止められる。身体状況悪化のため、尿失禁・便失禁による室内汚染あり。長期にわたり入浴・更衣を行わないなど、衛生保持ができない状態であった。電力会社からの通報により発覚、養護老人ホームに措置したものの。 	<ul style="list-style-type: none"> 軽度の認知障害があり、金銭管理・生活管理ができず、衛生保持の意欲もないため、単身での生活が困難であったこと。 生活管理短期宿泊事業により養護老人ホームでの生活に慣らしたうえで、本人の意思を確認して、同じ養護老人ホームに措置した。
事例 2	<ul style="list-style-type: none"> 自宅で独居の重い持病を抱える高齢者 持病の診察を受けず救急搬送される状態 セルフネグレクトの状態 	<ul style="list-style-type: none"> 救急搬送が必要になるほどの持病がありながら、定期的診察を受けず、自宅生活が困難なこと。 病院から自宅に戻ってもセルフネグレクト状態になる恐れがあったこと。
事例 3	<ul style="list-style-type: none"> 自宅で独居の認知症の高齢者 セルフネグレクトの状態 	<ul style="list-style-type: none"> 認知症が進み、一人で暮らすことが困難になっていたこと。
事例 4	<ul style="list-style-type: none"> 自宅で独居の認知症の高齢者 一人暮らしで家の中はゴミ屋敷 金銭管理ができない状況。金銭管理を行っていた実兄の虐待疑いあり。 介護保険でヘルパー等の介入や配食サービスの利用で生活を送っている状態 	<ul style="list-style-type: none"> 家の中はゴミ屋敷であり、自宅での独居生活が困難なこと。 金銭管理を行っていた実兄の虐待も疑われ、実兄から引き離す必要があったこと。
事例 5	<ul style="list-style-type: none"> 救護施設入所中 家の老朽化とごみ屋敷化 	<ul style="list-style-type: none"> 家の老朽化とごみ屋敷化により、在宅生活に戻ることが不可能と考えられたこと。

(6) 生活保護受給者等の経済的困窮者について

	事案の概要	入所判定のポイント
事例 1	<p>女性：69歳、要支援2、脳梗塞、右不全麻痺、子あり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自宅で生活保護を受給しながら単身生活していたが、自宅付近で豪雨災害が発生したため、介護扶助でショートステイを利用。経済的事情から養護老人ホームを希望、措置したもの。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 右不全麻痺や自宅の被災リスクのため、居宅での生活が困難になったこと。 ・ 本人が低額で安定した住居を求め、養護老人ホームの入所を希望、他法優先で措置に切り替えた。 ・ 脳梗塞の治療通院のため、医療扶助を継続した。
事例 2	<p>女性：80歳、要支援1、認知症、子・配偶者なし</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自宅で生活保護を受給しながら単身生活していたが、認知症により金銭管理ができないため、居宅での生活が困難になった。CWが有料老人ホームへの入居を検討したが入居できる施設がなく、本人の希望により養護老人ホームに措置したもの。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 身体的な問題は少なかったが、金銭管理ができず、居宅での生活が困難であったこと。 ・ 結婚歴がなく、親族がいないため身元保証人が確保できず、有料老人ホームとの契約が困難であったこと。また、要支援1のため、グループホームへの入所も困難であったこと。
事例 3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金銭管理や投薬管理に支援が必要な独居の高齢者 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金銭管理や投薬管理ができず、独居が困難なこと。 ・ 経済的に他の高齢者施設への入所が難しいこと。
事例 4	<ul style="list-style-type: none"> ・ 親族がなく、散財してしまうため自身で金銭管理ができない高齢者。 ・ 交通事故をおこして入院し、事故の後遺症により、自立歩行不可となり、在宅生活が困難 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金銭管理ができず、独居が困難なこと。 ・ 自立歩行不可で、独居が困難なこと。
事例 5	<ul style="list-style-type: none"> ・ お金があると計画性なく使い切ってしまうため一人での在宅生活の維持ができない高齢者 ・ 家族も引き取りを拒否 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金銭管理ができず、独居が困難なこと。 ・ 親族による養護も難しいこと。
事例 6	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自宅で独居の経済的に困窮した高齢者 ・ 親族による養護が困難な状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 独居で低所得であること。 ・ 親族による養護も難しいこと。
事例 7	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自宅で独居の経済的に困窮した高齢者 ・ 介護や通院が必要な状態 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護や医療、経済的な理由で在宅生活が困難な状態 ・ 身寄りがおらず支援者が望めないこと。
事例 8	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自宅で独居の経済的に困窮した高齢者 ・ エレベーターのない4階に居住 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 独居で低所得であること。 ・ 加齢により4階で生活し続けることが困難だが、転居資金がないこと。
事例 9	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活保護受給者である高齢者。 ・ 要介護度が高く、特養への入所を検討中であるため、生活保護を停止して村外の養護老人ホームへ措置入所 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 独居で低所得であること。
事例 10	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自宅で独居の経済的に困窮した高齢者 ・ 自宅で転倒と救急搬送を繰り返している状態。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 転倒による救急搬送が多く、独居生活が困難となっていること。 ・ 保証人となる親族がおらず他施設の入所が困難であること。

	事案の概要	入所判定のポイント
事例 11	<ul style="list-style-type: none"> ・ 老朽化した自宅で独居の経済的に困窮した高齢者 ・ 親族による養護が困難な状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住まいが老朽化しており危険な状況であるが、建て替えや転居資金もないこと。 ・ 親族による養護も難しいこと。
事例 12	<ul style="list-style-type: none"> ・ 独居で生活 ・ 家の老朽化に伴う立ち退きが必要 ・ 足腰の衰えや、家の立地等の関係で今後現在の居所で生活を続けていくことが難しくなった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 居住場所がないこと。 ・ 足腰の衰えで独居が困難なこと。
事例 13	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自宅には水道やガス等生活に必要なライフラインが整っていない状況。 ・ 病気の程度からケアハウス以上の介護が必要とされたが、特養に入る介護度までは行かない状態であった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自宅に水道やガス等がなく、居住できる環境にないこと。 ・ 要介護 1～2 だが、ケアハウスの空きがないこと。
事例 14	<ul style="list-style-type: none"> ・ 火災で自宅を失った障害を持つ高齢者 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 居住場所がないこと。 ・ 本人に言語機能の障害があること。
事例 15	<ul style="list-style-type: none"> ・ 長期間の家賃滞納等で賃貸住宅から立ち退きを求められた高齢者 ・ 独居で親族による養護が困難な状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 居住場所がないこと。 ・ 親族による養護も難しいこと。
事例 16	<ul style="list-style-type: none"> ・ 賃貸住宅から立ち退きを求められた高齢者 ・ 自宅内で倒れて救急搬送され、それを契機に入院中に賃貸借契約を解約された。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 退院先がなく、居住場所がないこと。
事例 17	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家賃滞納により、賃貸住宅から退去した高齢者 ・ 無職・無収入で、親戚も年金暮らしにより面倒を見ることのできない状態 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 居住場所がないこと。 ・ 親族による養護も難しいこと。
事例 18	<ul style="list-style-type: none"> ・ 車椅子や簡易トイレが必要な状態の身寄りがなくなった女性。 ・ もともと住職である弟と寺院で暮らしていたが、弟が事故により障がい者施設に入所 ・ この女性は、この寺院で独居を続けていたが、寺院を明け渡す必要が発生 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 居住場所がないこと。 ・ 親族による養護も難しいこと。 ・ 車椅子や簡易トイレが必要であり、独居が困難であること。
事例 19	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職場の寮に住みながら、事業所の掃除等雑務を行っていた高齢者。 ・ 家賃を事業主が負担してくれていたが、病気により緊急搬送された。快方に向かい、ほとんど自立しているが、働ける状況にないため退所を迫られた。 ・ 親族等からの支援が見込めない（独身、兄弟無し） ・ 一般の居所や軽費老人ホーム等を探すも保証人無し。 ・ 年金収入だけでは経済的にも難しい状態 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 居住場所がないこと。 ・ 親族がいないこと。 ・ 経済的に困窮していること。

	事案の概要	入所判定のポイント
事例 20	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特養に入所していたが、要支援 1 に改善し退所せざるを得なくなった高齢者 ・ 支援可能な親族がいない状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 居住場所がないこと。 ・ 親族による養護も難しいこと。
事例 21	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護老人保健施設の入所者で、回復により要介護から要支援となり退所しなければならなくなった。 ・ しかし、次の行き先がない状態 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 居住場所がないこと。
事例 22	<ul style="list-style-type: none"> ・ 軽費老人ホームに長く入所していた高齢者 ・ 疾患の治療のため入院・退所している間に軽費老人ホームの空きがなくなり入所できなくなった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 居住場所がないこと。 ・ 経済的、身体的にも民間施設での独居生活は難しいこと。
事例 23	<ul style="list-style-type: none"> ・ ケアハウス入所していたが、経済的に困窮した高齢者 ・ 支援可能な親族がいない状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 居住場所がないこと。 ・ 親族による養護も難しいこと。
事例 24	<ul style="list-style-type: none"> ・ 養護老人ホームに 1 年以上契約入所していた高齢者が、親族からの経済的援助が困難となり契約入所ができなくなった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 退所すると居住場所がないこと。 ・ 独居生活に戻ることも困難なこと。
事例 25	<ul style="list-style-type: none"> ・ 妹夫婦と同居する男性 ・ 本人の収入・貯金とも小額で、生活費を妹に依存 ・ 妹の夫も障害があり妹の負担が増大し、妹夫婦との同居の継続が困難となった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 妹夫婦の家を出たときに居住場所がないこと。 ・ 妹以外の親族による養護も難しいこと。
事例 26	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家族関係の悪化により支援を拒否され、家に帰ることが困難となった高齢者 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 居住場所がないこと。 ・ 親族による養護も難しいこと。
事例 27	<ul style="list-style-type: none"> ・ 息子夫婦と同居する高齢者 ・ 息子が死亡し、息子の妻は統合失調症で本人の世話は難しい状況。 ・ 本人も著しく不活発となり、経済状況等が悪化 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 息子の家を出たときに居住場所がないこと。 ・ 親族による養護も難しいこと。
事例 28	<ul style="list-style-type: none"> ・ 戸籍上死亡扱いになっていた独居の高齢者 ・ 配偶者との離婚から親族と絶縁状態であること。 ・ 失踪宣告の裁判が確定したことで戸籍上死亡扱いになっており生活が困窮。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 居住場所がないこと。 ・ 親族による養護も難しいこと。
事例 29	<ul style="list-style-type: none"> ・ 長男家族と同居していた高齢者。 ・ 長男が事業に失敗し自宅が競売となり、長男自身も自分の家族に精一杯で本人の面倒を見ることができない状態になった。 ・ その後、本人は養護老人ホームの短期宿泊事業を利用していたが、無収入で自身での生活は困難な状態 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 居住場所がないこと。 ・ 親族による養護も難しいこと。 ・ 経済的に困窮していること。

	事案の概要	入所判定のポイント
事例 30	<ul style="list-style-type: none"> ・ 精神障害者の妻と同居する男性。 ・ 妻が緊急で医療保護入院となり、この男性の在宅生活が困難になった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 独居が困難なこと。
事例 31	<ul style="list-style-type: none"> ・ 面倒を見てくれる家族が無く自立した生活が送れないが要介護度 2 以下で特養に入れない高齢者 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介助が必要であり独居ができないこと。 ・ 親族による養護も難しいこと。
事例 32	<ul style="list-style-type: none"> ・ 親子で生活保護を受けていた高齢者。 ・ 本人が介護を受ける必要があるものの、子どもに介護能力がなく自宅生活が難しくなったため 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介助が必要であり独居ができないこと。 ・ 親族による養護も難しいこと。

(7) 被虐待者について

	事案の概要	入所判定のポイント
事例 1	<ul style="list-style-type: none"> 同居している親族より虐待を受けていた高齢者 	<ul style="list-style-type: none"> 親族との同居継続により心身を著しく害すること。
事例 2	<ul style="list-style-type: none"> 夫が亡くなってから、本人の介護を担っていた娘より虐待が始まり、身体・経済状況からも措置相当と判断 	<ul style="list-style-type: none"> 娘との同居継続により心身を著しく害すること。
事例 3	<ul style="list-style-type: none"> 同居している息子からの身体的・経済的虐待を受けていた高齢者 	<ul style="list-style-type: none"> 息子との同居継続により心身を著しく害し、息子からの分離の必要があること 経済的にも苦しいこと。
事例 4	<ul style="list-style-type: none"> 同居している息子から虐待を受けていた高齢者夫婦 	<ul style="list-style-type: none"> 息子との同居継続により心身を著しく害すること。
事例 5	<ul style="list-style-type: none"> 同居していた家族が本人に対して暴力をふるったことから、家族との同居が困難となった高齢者 サ高住に引っ越しして入所していたが、貯金が尽き、サ高住にすむことができなくなった。 	<ul style="list-style-type: none"> 居住場所がないこと。 虐待があったため、親族による養護も難しいこと。
事例 6	<ul style="list-style-type: none"> 同居している息子から虐待を受けていた高齢者 息子と折り合いが悪く、息子の暴言が日常的にあり、ときに「頭をたたく」などの暴力も見られた。 本人に家出癖もあり、怪我や事故に遭うリスクも大きく、在宅での同居生活は難しい状況。 要支援状態であり契約による入所も保証人等の問題から難しいこと。 	<ul style="list-style-type: none"> 息子との同居継続により心身を著しく害すること。 保証人となる者がなく、契約入所ができないこと。 要支援状態で他で受け入れる施設がないこと。
事例 7	<ul style="list-style-type: none"> 妹と同居している統合失調症の女性 妹からの暴言がひどく、年金も搾取されており同居の継続は困難と判断。 	<ul style="list-style-type: none"> 娘との同居継続により心身を著しく害すること。 同居の妹に経済的虐待を受けていること。 経済的に困窮している状況で、他で受け入れる施設がないこと。
事例 8	<ul style="list-style-type: none"> 同居している親族からネグレクトされている高齢者 	<ul style="list-style-type: none"> 親族との同居継続により心身を著しく害すること。
事例 9	<ul style="list-style-type: none"> 同居している養護者からネグレクトされ、適切な介護をされていない高齢者 	<ul style="list-style-type: none"> 養護者との同居継続により心身を著しく害すること。 今後も介護を受けられる見込みがないこと。
事例 10	<ul style="list-style-type: none"> 子と孫と同居している高齢者 本人の収入は年金月 1 万 5 千円程度と就労による月 2 万円程度の収入があったが、怪我により離職。 家賃光熱水費は子等が支払。 	<ul style="list-style-type: none"> 子との折り合い悪く、食事を分けてもらえず、体重の減少も見られ、ネグレクトであったこと。 子からの分離措置も必要であったこと。
事例 11	<ul style="list-style-type: none"> 息子家族と同居している高齢者。息子からの金銭の支援はなく、キャッシュカードは息子の妻が管理し、本人の年金のから同居家族の光熱水費等を負担させられ、本人の住宅ローンの支払に加え、本人の介護サービスや病院代の滞納有り。 	<ul style="list-style-type: none"> 息子家族から経済的虐待を受けていること。 息子家族に対して、自宅を売却することや、家を出て行ってほしいこと等を話すや恫喝されるなど同居継続により心身を著しく害すること。

	事案の概要	入所判定のポイント
事例 12	<ul style="list-style-type: none"> 夫と息子と暮らしていた女性。 夫は認知症で被害妄想があるが、息子はトラック運転手をしており、家にいないため本人が夫の介護 夫の暴力が原因で警察が出動 	<ul style="list-style-type: none"> 夫との同居継続により心身を著しく害すること。
事例 13	<ul style="list-style-type: none"> 息子と2人暮らしの高齢者 	<ul style="list-style-type: none"> 息子との同居継続により心身を著しく害すること。 息子からの虐待により分離保護する必要が生じたこと。
事例 14	<ul style="list-style-type: none"> 婚姻関係にない高齢者男性と同居する女性。 同居する男性がこの女性に暴行を加えようとしたため、一時避難場所として、1泊のみ養護施設を利用したもの。翌日には親族が迎えに来て退所（費用は自己負担）。 	<ul style="list-style-type: none"> 同居する男性との同居継続により心身を著しく害すること。
事例 15	<ul style="list-style-type: none"> 家族関係の悪化により支援を拒否され、家に帰ることが困難となった高齢者 	<ul style="list-style-type: none"> 親族との同居継続により心身を著しく害すること。 居住場所がないこと。
事例 16	<ul style="list-style-type: none"> ケアハウスへの入所者 施設利用料等が収入を上回り、将来的に支払いが困難になると予測される状況 娘婿による虐待を受けて家に戻れないため 	<ul style="list-style-type: none"> 居住場所がなくなる見込みであること。 娘婿からの虐待があり、娘による養護も難しいこと。
事例 17	<ul style="list-style-type: none"> 弟と同居する高齢者。 10年程前に母が死亡した前後から弟が自宅内で頻りに暴れ、家や家電製品を壊すことが多々あったため、地域包括支援センターに相談 	<ul style="list-style-type: none"> 同居する弟との同居継続により心身を著しく害すること。
事例 18	<ul style="list-style-type: none"> 重度の認知症がある女性。 この女性を夫が介護していたが、介護の負担に耐え切れなくなった夫からの身体的虐待を受けていたもの。 	<ul style="list-style-type: none"> 同居する夫との同居継続により心身を著しく害すること。 首から頬にかけて大きな痣が認められ、生命又は身体に重大な危険が生じる恐れがあり、夫との緊急分離が必要であること。
事例 19	<ul style="list-style-type: none"> 自宅で孫と同居する高齢者。 孫や同居をしていない次男夫婦からの金銭の支援が無い中、次女の妻が本人の年金のキャッシュカードを管理 次男夫婦が毎日お風呂やインターネットを利用しており、本人の自宅の光熱水費等の生活費がかさみ、住宅ローンの支払いもあり、介護サービスや病院代の支払いが滞っていた。 	<ul style="list-style-type: none"> 非同居の次男夫婦から経済的虐待を受けていること。

	事案の概要	入所判定のポイント
事例 20	<ul style="list-style-type: none"> 療育手帳（知的障がい者）を所持した高齢者。 高齢者施設に入所していたが、親族からの経済的虐待があり、施設利用料を滞納して退所せざるを得なかったため 	<ul style="list-style-type: none"> 親族からの経済的虐待により、居住場所がなくなること。
事例 21	<ul style="list-style-type: none"> 妻から身体面、精神面、経済的のDVを受けている男性 栄養失調の状態で警察署前に放置されていた。 この男性の妻は、夫名義で借金をするだけでなく、この地域で何度もトラブルを繰り返している。 この男性は、治療により退院の許可が出たが、妻との離婚と別の場所での生活を希望。 住基支援措置（DV 被害者を守るため、加害者が被害者の住所を探索することを目的として住民票の写しや戸籍の附票の写しを取得することを制限する制度）にて、対象者を擁護して生活全般を支援 この男性の入所措置後も、妻から行政に対して毎日のように電話、訪問等で苦情と権利の主張を訴えられている状態。 	<ul style="list-style-type: none"> 妻との同居継続により心身を著しく害し、経済的虐待及びネグレクトされており、自宅に戻ることが困難であること。 双方2度目の結婚で子供はいないため、親族による養護ができないこと。
事例 22	<ul style="list-style-type: none"> 同居の息子から介護放棄されていた高齢者。 本人から「病院に行きたい」と役場に電話があり、役場職員が自宅を訪問すると本人の衣服・身体から異臭が強く、排泄等の介助が行われていない状態 食事も1日に数回、パン等のみの状態。 同居の息子と話をしたが「介助できない。」とのこと。 居宅介護サービスについても同居の息子は「契約しない。」とのこと。 	<ul style="list-style-type: none"> 同居の息子からネグレクトされていること。

(8) 65歳未満の者について

	事案の概要	入所判定のポイント
事例1	<p>女性：63歳、要介護1、若年性認知症（特定疾病）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 内縁の夫のDVにより自宅から避難。警察からの通報により、養護老人ホームに措置したもの。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急的な措置が必要であったこと。 ・ グループホーム等の介護サービス利用について契約が困難であったこと。 ・ 内縁の夫による執拗な追及から逃れるため、シェルターとして入所できる施設が必要であったこと。
事例2	<p>男性：60歳、要介護2、身障3級、子・配偶者なし</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 退院後、老人保健施設でリハビリ後も両股、両膝の拘縮あり。退所後の住まいとして、養護老人ホームに措置したもの。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急的な措置が必要であったこと。 ・ 収入は障害年金のみで、最低生活費を僅かに上回るものの、ケアハウスの入居は困難であったこと。 ・ 長期間安定して入居できる施設が必要だったこと。
事例3	<p>男性：64歳、介護認定なし、身障2級、母・兄弟あり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 長年、母と同居していたが、母（要介護1）が施設に入所。県外に住む兄弟は支援困難なため、養護老人ホームに措置したもの。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者支援施設の入所要件（支援区分）を満たしていなかったこと。 ・ 移動機能障害、言語不自由のため、自宅での生活やケアハウス等への入所は困難であったこと。

【参考】入所措置に至らなかった事例

(1) 措置対象外又は他に対応手段がある者について

	事案の概要	措置に至らなかった理由
事例 1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢の男性と息子（精神障害者）、息子の内縁の妻（精神障害者）との3人世帯。この男性の家事能力の低下により、措置の相談。息子との折り合いは良くない。息子は父の入所を希望し、地域包括センター職員と上記世帯の3人で面談。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本人は可能であれば自身の持ち家での在宅生活の継続を希望したこと。 ・ 親族等（息子及び息子の内縁の妻）も同意したこと。 ・ 介護保険サービスの導入で決着したこと。
事例 2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 独居で生活保護を受給している女性から、将来への不安から眠れない日が多く、しんどいので施設に入りたいと相談があった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現時点では介護サービスを利用しながら生活はできており、措置の対象ではないこと。 ・ 緊急通報装置や介護保険外の高齢者サービスも利用しながら在宅生活の継続を提案し、様子を見ることとなった。
事例 3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 夫と二人暮らしの女性。視力の低下を訴え、生活に不安があるため、盲養護老人ホームへの入所を希望 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 十分な資力や年金等の収入があり、養護老人ホーム以外の施設も入所可能であること。
事例 4	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入院中に、介護認定申請中である高齢者が、養護老人ホームへの入所についても相談があったもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護サービス利用する検討の余地があったこと。
事例 5	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要支援 1 で視覚障害がある高齢者 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護サービスや障害福祉サービスの利用で在宅生活が維持できないか検討できる余地があったこと。
事例 6	<ul style="list-style-type: none"> ・ 視覚障害、要介護 3 の認定を持つ独居の高齢者 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常生活に介護が必要であり、特養への入所検討が必要だったこと。
事例 7	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症が疑われる市営住宅に入居している高齢者。 ・ この高齢者が鍵を 5 回ほど紛失し、市営住宅担当課が取り換えざるを得ない状況であるとの相談があった。 ・ 包括支援センターが関わり、介護認定申請、国民健康保険加入手続きの支援を行った。 ・ 医療受診し、生活環境を整えるために養護老人ホームの短期宿泊事業を利用していた。 ・ 金銭管理もできていないため、現在、市長申立にて成年後見人を選定中だが、入所措置の相談はなし。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護サービスの利用により在宅生活を維持できていること。
事例 8	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常生活において、介護や市のサービスを使えば改善できる余地があるため（例 介護度をあげて使えるサービスを増やすなど） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護サービス等の利用により在宅生活を維持できること。

	事案の概要	措置に至らなかった理由
事例 9	・ 住宅型有料老人ホームに入所していた高齢者	・ 今後も同じ場所で生活することが可能だったこと。
事例 10	・ 年金が年額 150 万程度ある高齢者	・ 経済的困窮と言えず、措置対象外。軽費老人ホームやケアハウス等の検討も可能であった。
事例 11	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活保護受給中の方で、病気による入院後、認知機能の低下と障がいによる見守りが必要なため、介護認定申請中の高齢者。 ・ 階段の昇降や院内を散歩等しており、現状在宅生活が困難であると判断できない状態。 ・ 介護サービスを利用しながら在宅生活の継続を検討するか、軽費老人ホームや有料老人ホーム等検討すること伝えた。 ・ その後、有料老人ホームに入所となった。 	・ 在宅生活が困難な状態ではなく、有料老人ホームに入所することができたこと。
事例 12	・ 契約入所できたため	・ 養護老人ホームに契約入所することができたこと。
事例 13	<ul style="list-style-type: none"> ・ 成人した娘と息子と同居する女性。 ・ 同居する娘から虐待を受けており、同居する息子からも虐待を受けている疑いもあり。 ・ この女性を入所措置した場合、娘による息子への虐待が先鋭化する恐れがあり。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 措置の検討中に被虐待者の娘が別世帯となり、分離することができたこと。 ・ この女性と息子が生活保護を申請し、この女性は老健へ入所できたこと。
事例 14	<ul style="list-style-type: none"> ・ 同居の息子から暴力を受けた高齢者夫婦。 ・ 息子の暴力について、役場に相談に来庁。警察とも連携を取りながら対応。 ・ 入所措置を検討し、夫婦に制度について説明したが、自費でホテル等にしばらく宿泊のうえ、最終的に自身で賃貸住宅を契約して引っ越した。 	・ 措置の検討中に、同居の息子の家から出て、賃貸住宅に引っ越したこと。
事例 15	・ 同一世帯内に課税者がいるため	・ 同一世帯内に養護することができる者がいること。
事例 16	・ 家族の支援を受けることができたため	・ 家族からの養護を受けることができたこと。
事例 17	・ 行旅人（認知症高齢者）の一時避難所として入所の許可まで得たが、入所直前に本人の身元が判明し、家族が迎えに来た。	・ 本人の身元が判明し、家族が迎えに来たこと。
事例 18	・ 帰る家があったため。本人は措置を希望したが、同居の親族がいたため	・ 同居の親族の家に住むことができること。
事例 19	・ 漠然とした理由（例 将来が不安など）	・ 措置要件に該当しないこと。
事例 20	・ 養護老人ホームがどのような施設なのか理解できていない。（例 安いという情報だけが出回っている。亡くなるまで入居できると思っている）	・ 措置要件に該当しないこと。

	事案の概要	措置に至らなかった理由
事例 21	・入所判定委員会にかけられたが、本人の資力(1000万円以上)があり、他の方法で施設入所が可能と判断されたため	・ 資力があり、措置要件に該当しないこと。
事例 22		・ 養護老人ホーム入所措置は、最終手段であり、介護保険や生活保護などを通じて受けられるサービス・手段等で対処できること。

(2) 入所措置を拒否した者について

	事案の概要	措置に至らなかった理由
事例1	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護を受給している者で、著しい短期記憶能力の低下があり、家賃の滞納が続いているため退去を迫られ施設への入所を希望 	<ul style="list-style-type: none"> 後日入所の申請を行ったことを忘れていたこと。 入所ではなく、自宅での生活を希望されたこと。
事例2	<ul style="list-style-type: none"> 生活困窮している意思判断能力のある高齢者 	<ul style="list-style-type: none"> 市や地域包括支援センター等の関係機関による再三の説得にも応じず、在宅意思を強く示し、介入を拒否したこと。
事例3	<ul style="list-style-type: none"> 入院するほどではないが精神不安定状態な自宅に独居の男性。 身なりはホームレス状態で、普段は自宅に住まずにマンガ喫茶を転々としている。 コンビニのトイレを汚したことから、店員が警察へ通報し、精神不安定状態であったため、病院で受診したが、特に入院するレベルではなく、一旦施設で養護することになった。 養護中に身辺調査を行ったところ、無職で婚姻歴なく、親族なし、一軒家を所有しているが公共料金を支払っていないが、以前は住み込みで働いていたので、貯金を少しずつ崩して生活をしている。 行政は入所措置を進めるも、対象者が強く拒否 地域包括支援センターの見守りの協力で入所措置に至らず、1週間分の利用料を支払い退所した。 	<ul style="list-style-type: none"> 精神不安定状態で、資力が少なく、行政は入所措置を勧めるも、対象者が強く拒否したこと。 <p>(参考) 措置をするには、対象者の意思確認も重要になり、強制に入所すると施設から抜け出すことも考えられ、養護施設は基本出入り自由で施設ができない弱みもある。</p>
事例4	<ul style="list-style-type: none"> セルフネグレクトのため家族から相談があったが、本人は入所を拒んだ。 	<ul style="list-style-type: none"> セルフネグレクトで措置を勧めたが、本院が入所を拒否したこと。 判定委員会の結果、他の福祉サービスを使いながら在宅生活できると判断したこと。
事例5	<ul style="list-style-type: none"> 自宅がゴミ屋敷で衛生状態が悪い高齢者。 本人自身も浮腫がひどいため衛生的な環境を整えたうえで通院治療が必要であったので、養護措置の説明をするも頑なに拒否。何度説得しても同じように拒否され続けたため、在宅希望の意思確認書にサインしてもらった。 	<ul style="list-style-type: none"> セルフネグレクトで措置を勧めたが、本院が入所を拒否したこと。 在宅希望の意思確認書にサインしてもらい、地域包括支援センターの協力のもと見守り支援で対応

VI 養護老人ホームを活用するための取組

1 契約入所について

養護老人ホームへの入所については、措置対象者としての条件を満たさないが居住に課題を抱える者の受け入れ先が少ないことを踏まえ、収容の余力がある場合に限り取扱人員総数の20%の範囲内で契約入所を認める取扱いとされている。

平成29年10月に、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、国土交通省では、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進を図ることとしており、これまで以上に居住に課題を抱える者の受け皿整備が求められることとなった。

平成30年4月に施行された、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」は、地域包括ケアシステムを全世代、全対象に拡げていくべく、地域共生社会の実現に向けた取組の推進を柱の1つとして掲げており、地域共生社会の実現に当たっては、とりわけ住まいの確保が重要であり、養護老人ホームがその機能を活かし、一定の役割を果たすことが期待されている。

(1) 対象者

居住に課題を抱える者

※ 「居住に課題を抱える者」とは、例えば、一定程度の所得がある視覚障害者のほか、次のような住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第2条に定める「住宅確保要配慮者」が考えられる。

※ なお、契約入所に当たっては、入所措置が必要な者に支障を及ぼさないよう配慮すること。

<住宅確保要配慮者>

- ① 低額所得者（月収15.8万円（収入分位25%）以下）
- ② 被災者（発災後3年以内）
- ③ 高齢者
- ④ 障害者
- ⑤ 子ども（高校生相当まで）を養育している者
- ⑥ 住宅の確保に特に配慮を要するものとして国土交通省令で定める者
 - ・ 外国人等（条約や他法令に、居住の確保に関する規定のある者を想定しており、外国人のほか、中国残留邦人、児童虐待を受けた者、ハンセン病療養所入所者、DV被害者、拉致被害者、犯罪被害者、矯正施設退所者、生活困窮者等）
 - ・ 東日本大震災等の大規模災害の被災者（発災後3年以上経過）
 - ・ 都道府県や市区町村が供給促進計画において定める者

(2) 範囲

定員の20%の範囲内

2 地域における公益的な取組について

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（以下、「設備・運営基準」という。）第 28 条において、養護老人ホームは、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならないこととされている。

平 28 年 4 月施行の「社会福祉法等の一部を改正する法律」では、社会福祉法人の責務として、「地域における公益的な取組」の実施が明確化され、様々な福祉ニーズに対応することが求められていることから、主な設置主体が社会福祉法人である養護老人ホームにおいても、これまで以上に積極的な取組の推進が期待されている。

また、平成 30 年度厚生労働省老人保健健康増進等事業において、「養護老人ホーム及び軽費老人ホームの新たな役割の効果的な推進方策に関する調査研究事業」を実施したところですが、この中で、多様化する地域課題に積極的に取り組むことの重要性が報告書として取りまとめられた。

このような状況や、設備・運営基準第 4 条では、養護老人ホームの食堂、集会室等の設備は、もっぱら当該養護老人ホームの用に供するものでなければならないが、入所者の処遇に支障がない場合には、この限りでないこととされていることを踏まえ、以下のとおり、地域における公益的な取組の促進をお願いする。

(1) 取組の内容

社会福祉法第 24 条第 2 項に規定する要件を満たすもの。例えば、「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」の取組分類では、以下の例が示されている。

- ・ 地域の要支援者に対する相談支援
- ・ 地域の要支援者に対する配食、見守り、移動等の生活支援
- ・ 地域の要支援者に対する権利擁護支援
- ・ 地域の要支援者に対する資金や物資の貸付・提供
- ・ 既存事業の利用料の減免・免除
- ・ 地域の福祉ニーズ等を把握するためのサロン活動
- ・ 地域住民に対する福祉教育
- ・ 地域の関係者とのネットワークづくり